

施術所・出張施術業

開設の手引き

北 区 保 健 所

< 目 次 >

1. 施術所の開設手続き	P.1
2. 施術所の名称	P.1
3. 施術所の構造設備基準	P.2
4. 施術所開設届出事項に変更を生じた場合	P.3
5. 施術所を休止・廃止・再開するとき	P.3
6. 広告の制限	P.4
7. 出張施術業開始について	P.5

< 資 料 >

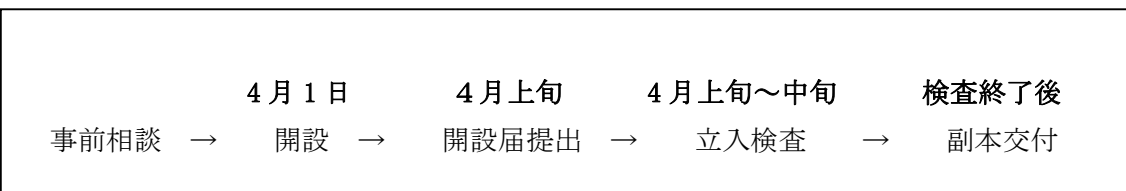
1. 施術所開設届（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう）	P.6
2. 施術所開設届（柔整）	P.8
3. 施術所平面図	P.10
4. 出張施術業開始届	P.11

1. 施術所の開設手続き

4月1日に施術所開設と仮定した場合の、日程の目安です。

開設届は施術所開設後、10日以内に保健所へ2部提出する必要があります。

開設届の記入方法、添付書類については別添資料を参照してください。



■開設届の提出が必要となる場合

- * 新規開設
- * 施術所の移転
- * 施術所の開設者変更

2. 施術所の名称

- ① 施術所の名称は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」）、柔道整復師法の広告の規制を受けます。
- ② 施術所以外の医業類似行為施設と区別するために、「マッサージ指圧」、「鍼灸」、「接骨」等を名称につけることが望ましいとされています。
- ③ 施術所の名称として認められていないものの例

医療法、薬事法、そのほかの法律に抵触する名称	<例>〇〇クリニック 〇〇薬局 〇〇療院（〇〇はり療院等は可） 〇〇治療所（〇〇はり治療所等は可）
あはき法に基づく施術所は柔道整復師法に抵触しないこと。 柔道整復師法に基づく施術所はあはき法に抵触しないこと。	<例>〇〇鍼灸接骨院 （〇〇鍼灸院・〇〇接骨院と並列表記は可）
はり科、きゅう科等、科の文字を使用すること	<例>〇〇はり科 〇〇きゅう科
施術所で認められていない医業類似行為名を使用すること。	<例>〇〇カイロプラクティック接骨院 〇〇鍼灸整体院 〇〇エステティックマッサージ院

3. 施術所の構造設備基準

*太字は省令で定められている事項であり、必ず満たさなければなりません。

(あはき法：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律)

(あはき規：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則)

(柔整法：柔道整復師法) (柔整規：柔道整復師法施行規則)

*細字は、指導事項です。

構造設備基準 (あはき法第9条の5第1項) (あはき規第25条) (柔整法第20条第1項) (柔整規第18条)	施術室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6. 6平方メートル以上の面積を有する専用の<u>施術室</u>であること。 ・ 室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること。(ドアは開放面積に含まない。) ・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
	待合室	3. 3平方メートル以上の面積を有すること。
衛生上必要な措置 (あはき法第9条の5第2項) (あはき規第26条) (柔整法第20条第2項) (柔整規第19条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に清潔に保つこと。 ・ 採光、照明及び換気を充分にすること。 	
施術室と待合室の区画	施術室、待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られているものであることが望ましい。 (防災上、固定されたパーティション等で区画することはやむを得ない。)	
施術所の独立性	施術所は、住居や店舗などと構造上、機能上独立している必要がある。ただし、一定の条件の下で、 <u>施術室以外の構造設備を共用すること</u> はやむを得ない。(施術室は専用である必要がある。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅に施術所を設ける場合 ・ 施術所内に、居宅支援事業所等を設ける場合 ・ 施術所内で民間療法を行う場合 	
施術室のベッド	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーの保護に配慮して、ベッドごとにカーテンを設けることが望ましい。 ・ 施術者の人数に対し、ベッドの数があまりにも多いのは望ましくない。 	

- * あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術所と柔道整復の施術所を両方設ける場合、原則は2つの構造設備を持つこととなりますが、一定の条件の下で、構造設備の共用が認められます。

1人（両方の免許所有者）で開設する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の施術室は共有（ひとつ）が良いが、ベッドは2台用意すること。 ・待合室は共有（ひとつ）が良い。
免許所有者が2人以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術室（6.6平方メートル以上）と、柔道整復の施術室（6.6平方メートル以上）を必ず区画し、施術室への出入り口も別々に設けること。 ・待合室も、施術室同様に区画することが望ましいが、十分なスペースがあれば共用してもやむを得ない。ただし、待合室から各施術室に入れる構造であること。

4. 施術所開設届出事項に変更が生じた場合

施術所の届出事項に変更が生じた場合には、10日以内に保健所へ変更届を提出する必要があります。手続きの際には、以下の添付書類と、開設者の印鑑を持参してください。

<提出書類>

変更事項	添付書類
構造設備	平面図2部（新、旧図面で変更箇所を赤枠で示すこと。）
業務に従事する施術者	免許証の写し2部（原本も持参すること。）
開設者（個人）の氏名 施術者の氏名 （戸籍の変更による）	戸籍抄（謄）本を提示すること。 （免許証の書換え済の場合には、免許証の写し2部及び原本の持参に代えることができる。）
開設者（法人）の名称 開設者（法人）所在地	登記事項証明書（原本）1部とその写し1部 （新旧の記載事項がわかるもの。）
開設者（個人）の住所変更 施術所の名称 業務の種類 施術日時	添付書類不要 *あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術所の場合、 施術者の変更の際に業務の種類を合わせて変更しなければならぬ場合があります。

5. 施術所を休止・廃止・再開するとき

施術所を休止、廃止、再開する場合には休止、廃止、再開後10日以内に保健所に届出をする必要があります。手続きの際には、開設者の印鑑を持参してください。

（再開の場合には、免許証の原本も合わせて持参してください。）

なお、休止期間は原則1年以内になります。

6. 広告の制限

広告は、看板、印刷物など、目に触れるものが対象になります。

認められている事項のほかは、何人も、いかなる方法によるを問わず、広告をしてはならないことになっています。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、「あはき法」）に基づく施術所で認められている広告事項（あはき法第7条第1項、第2項）

- 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 法律第1条に規定する業務の種類
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項
 - * もみりょうじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）
 - * あはき法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨（※開設の届出をした旨）
 - * 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - * 予約に基づく施術の実施
 - * 休日又は夜間における施術の実施
 - * 出張による施術の実施
 - * 駐車設備に関する事項

施術者の技能、施術方法
又は経歴に関する事項
にわたってはならない。

柔道整復師法に基づく施術所で認められている広告事項
(柔道整復師法第24条第1項、第2項)

- 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項
 - * ほねつぎ（または接骨）
 - * 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨（※開設の届出をした旨）
 - * 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - * 予約に基づく施術の実施
 - * 休日又は夜間における施術の実施
 - * 出張による施術の実施
 - * 駐車設備に関する事項

施術者の技能、施術方法
又は経歴に関する事項
にわたってはならない。

違反の多い
広告の例

『交通事故』『各種保険適用』『料金』『適応症（ガン・腰痛・肩こり等）、効果効能』『出身校・経歴』『技能及び施術方法』『法以外の医業類似行為（整体・カイロプラクティック・エステティック等）』

7. 出張施術業開始について

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が出張のみによってその業務に従事する時、施術所の開設届ではなく、出張施術業務開始届を保健所へ提出してください。届出場所は自宅住所になります。

なお、すでに施術所を開設されていて、施術所から出張する場合には、出張施術業務開始届の提出は必要ありません。

出張施術業 根拠法令

〔出張のみの業務の届出等〕

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3

専ら出張のみによってその業務に従事する施術者は、その業務を開始したときは、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。その業務を休止し、若しくは廃止したとき又は休止した業務を再開したときも、同様とする。

出張施術業開始の手続き

保健所に出張施術業務開始届を提出してください。

なお、提出の際には①印鑑 ②免許証の写し 2部（免許証原本も提示すること）が必要です。

届出事項に変更等があった場合、廃止等の手続き

変更事項等	提出書類等
氏名の変更	現行業務の出張施術業廃止届と、新しい名前での出張施術業務開始届を提出してください。
住所の変更 (北区内での引越) (地番変更)	現行業務の出張施術業廃止届と、新しい住所での出張施術業務開始届を提出してください。
住所の変更 (北区外への引越)	出張施術業廃止届を提出してください。 新しい住所地において出張施術業を行う場合には、新しい住所地を管轄する保健所等への出張施術業務開始届が必要になります。
廃止、休止、再開 する場合	出張施術業廃止・休止・再開届
施術所を開設する場合	保健所にご相談ください。 (施術所から出張可能な場合は出張施術業廃止届を提出してください。)

差し支えなければ、余白に捨印を押してください。

提出日を記入。 年 月 日

東京都北区保健所長 殿

個人開設の場合：開設者の自宅住所
法人開設の場合：主たる事務所の所在地

開設者

住所
氏名

個人開設の場合：個人印
法人開設の場合：法人の代表者印

印

電話番号 ()
ファクシミリ番号 ()

〔法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

柔道整復師法規定の施術所については、別様式があるため、記入の際にはこちらの様式を使用しないこと。

施 術 所 開 設 届

施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	名称には〇〇鍼灸治療院、□□あん摩マッサージ指圧院等、業務の種類を含めることが望ましい。					
2 開 設 の 場 所	ビル名まで記載すること。 電話番号 () ファクシミリ番号 ()					
3 開 設 年 月 日	開設届提出日より前の日付を記載すること。					
4 業 務 の 種 類	<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう					
5 業務に従事する施術者の氏名等	該当する業務の種類にチェックを入れること。					
免許の種類	氏名	目の見えないもの	交付者名	免許登録年月日	登録番号	確認欄
免許の種類(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう)を記入すること。			「厚生労働大臣」「東京都知事」と記入すること。	年 月 日	第 号	
				年 月 日	第 号	
				年 月 日	第 号	
				年 月 日	第 号	

「あん摩マッサージ指圧」「はり」「きゅう」の免許のうち、複数免許を所有する者については、それぞれ記入をすること。

6 構造設備の概要		(裏)		窓の面積を記入すること。	
6-1専用の施術室	面積	外気開放面積	換気装置		
	m ²	m ²	有・無		
6-2待合室	面積	外気開放面積	換気装置		
	m ²	m ²	有・無		
6-3器具、手指等の消毒設備		実際に使用する消毒液の商品名を記入すること。			
7 開設者の免許		法人の場合は、免許証の有無は「無」となる。			
免許証の有無	交付者名	免許登録年月日	登録番号	確認欄	
有・無		年 月 日	第 号		
8 施術日時		【記載例】月～金 ○時～○時、○時～○時 土 ○時～○時 日・祝 休み			
9 注意事項					
<p>1) 該当する口の中にレをつけること。</p> <p>2) 業務に従事する施術者免許証の本証を持参し、写しを添付すること。</p> <p>3) 平面図を添付すること。</p> <p>4) 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款(寄附行為)を添付すること。</p> <p>5) 目の見えない者の欄には、該当する場合に口の中にレをつけること。</p>					

<添付書類>

○個人開設・法人開設共通

- ・業務に従事する施術者の免許証の写し 2部：原本も提示すること。
- ・平面図 2部：待合室と施術室、ベッド、消毒設備及び換気装置の場所が記入されていること。

※法人開設の場合には以下の書類があわせて必要

- ・登記事項証明書(原本) 1部とその写し 1部：発行から6ヶ月以内のもの。
- ・定款(寄附行為)の写し 2部

差し支えなければ、
余白に捨印を押して
ください。

提出日を記入。 年 月 日

東京都北区保健所長 殿

個人開設の場合：開設者の自宅住所
法人開設の場合：主たる事務所の
所在地

開設者

住所

個人開設の場合：個人印
法人開設の場合：法人の代表者印

氏名

印

電話番号 ()

ファクシミリ番号 ()

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

あんまマッサージ指圧師、
はり師、きゅう師等に関する
法律で規定する施術所
については、別様式がある
ため、記入の際にはこちら
の様式を使用しないこと。

施 術 所 開 設 届

施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	名称は、□□接骨院とするのが望ましい。 ○○鍼灸接骨院は法律が異なるため認められない。			
2 開 設 の 場 所	ビル名まで記載すること。 電話番号 () ファクシミリ番号 ()			
3 開 設 年 月 日	開設届提出日より前の日付を記載すること。			
4 業 務 の 種 類	柔道整復			
5 業務に従事する柔道整復師の氏名等				
氏 名	交付者名	免許登録年月日	登録番号	確認欄
		年 月 日	第 号	
	「厚生労働大臣」 「東京都知事」等 と記入すること。	年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	

(日本工業規格A列4番)

6 構造設備の概要				
(裏)				
6-1専用の施術室		面積	外気開放面積	換気装置
		㎡	㎡	有・無
6-2待合室		面積	外気開放面積	換気装置
		㎡	㎡	有・無
6-3器具、手指等の消毒設備		実際に使用する消毒液の商品名を記入すること。		
7 開設者の免許				
法人の場合は、免許証の有無は「無」となる。				
免許証の有無	交付者名	免許登録年月日	登録番号	確認欄
有・無		年 月 日	第 号	
8 施術日時		【記載例】月～金 ○時～○時、○時～○時 土 ○時～○時 日・祝 休み		
9 注意事項				
<p>1) 業務に従事する柔道整復師免許証の本証を持参し、写しを添付すること。</p> <p>2) 平面図を添付すること。</p> <p>3) 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款(寄附行為)を添付すること。</p>				

<添付書類>

○個人開設・法人開設共通

- ・業務に従事する施術者の免許証の写し 2部：原本も提示すること。
- ・平面図 2部：待合室と施術室、ベッド、消毒設備及び換気装置の場所が記入されていること。

※法人開設の場合には以下の書類があわせて必要

- ・登記事項証明書(原本) 1部とその写し 1部：発行から6ヶ月以内のもの。
- ・定款(寄附行為)の写し 2部

施 術 所 平 面 図

名 称	
記 入 例	
手術室面積（あはき）	: _____ m ²
待合室面積	: _____ m ²
手術室面積（柔道整復）	: _____ m ²
縮 尺	1/50・1/100・その他（ / ）

記載上の注意

- * 各室の用途を明示すること。（手術室、待合室等）
- * 手術室の外気開放面積（又は換気装置）とその位置、消毒設備の位置を明示すること。
- * 寸法、床面積を書き入れること。（窓に関しては縦横の寸法を明記すること。）

東京都北区保健所長 殿

差し支えなければ、
余白に捨印を押して
ください。

提出日を記入。 年 月 日

自宅住所、氏名を記入し、
個人印を押すこと。

届出者 住 所
(ふりがな)
氏 名 ①
電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()

出張施術業務開始届

専ら出張のみによる施術業を開始したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、
きゅう師等に関する法律第9条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開始届提出日より前の日付を
記載すること。

1 業務の開始年月日 年 月 日

2 業務の種類 あん摩マッサージ指圧 はり きゅう

該当する業務の種類にチェックを
入れること。

3 免許証の交付者名、免許証番号及び登録年月日

業務の種類	交付者名	免許登録年月日	登録番号	確認欄
あん摩マッサージ 指圧師	「厚生労働大臣」 「東京都知事」等 と記入すること。	年 月 日	第 号	
はり師		年 月 日	第 号	
きゅう師		「あん摩マッサージ指圧」「はり」「きゅう」の 免許のうち、複数免許を所有する者については それぞれ記入をすること。		

4 注意事項

- 1) 該当する□の中にレをつけること。
- 2) 業務に従事する施術者免許証の本証を持参し、写しを添付すること。

● 施術所・出張施術業 開設の手引き ●

<発行>

平成 21 年 3 月 25 日
北区保健所生活衛生課
北区東十条 2-7-3
03(3919)0727

刊行物登録番号 20-1-147
